

2026～2027年度版

おくやみ ハンドブック

山陽小野田市

このたびのご親族のご不幸に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、今後、お亡くなりになられた方のさまざまな
手続きが必要となります。
その手続きのうち、市役所で行う主なものをまとめましたので、ご活用
ください。

ご来庁前に内容をご一読いただき、2ページ目(住所・氏名等)のご記入と、
3ページ以降の手続きチェックリストに☑をお願いします。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年8月発行

発行: 山陽小野田市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

不動産の整理を

お手伝いいたします

相続を考えたとき

「この不動産に本当に価値があるのだろうか？」
「子どもや親族に負担をかけてしまわないだろうか？」
と悩まれる方も多いのではないのでしょうか。

**大切なご家族に迷惑をかけないためにも、
元気なうちからの事前準備をおすすめします。**

「不動産の整理」をオススメする理由

- 宇部市周辺では、少子高齢化に伴い人口減少が進んでいます。
空き家が多くなる前に、大切な不動産を少しでも良い条件で売却するため、**早めの行動がオススメです。**
- 不動産を相続すると、名義変更や各種書類の手続きが必要になります。
事前に整理しておくことで、**親族の負担を減らすことができます！**
- 認知症等により意思能力が低下すると不動産を売却することができないため、
元気なうちからのご検討をおすすめします。



まずはセンチュリー21カワグチにご相談ください

宇部市の不動産に精通

山口県宇部市・山陽小野田市を中心に
不動産の売買・賃貸・管理を行って
います。また、他市の不動産もご相談
ください。

FPや士業と連携

売却後の税金相談や
相続の手続きの
ご相談も承ります。



無料査定

「とりあえず相場だけ知りたい」「で
きるだけ早く売りたい!」お客様の
ニーズ・タイミングに合った適切な担
当者と査定額のご提案をいたします。



お問い合わせ先はこちら

☎0836-43-6337

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 9:00~20:00 土曜日・日曜日・祝日 9:00~18:00
店休日 水曜日・第3日曜日

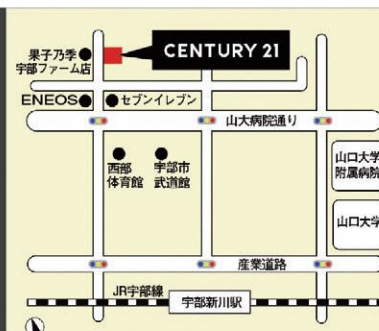
CENTURY 21 カワグチ

カワグチ株式会社

〒755-0049 宇部市西小串5丁目5番8号

山口県知事(1)第3735号

センチュリー21の加盟店は、
すべて独立・自営です。



手続きにお持ちいただくもの(主なもの)

お越しの際には、下記のものをお持ちください。

各手続き別の必要なものについては、6ページ以降に掲載していますのでご確認ください。

各手続きは、内容によっては一度で終わらないこともあります。

ご遺族のもの

- ☐ 印判(相続人・喪主)※スタンプ印不可
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - ・写真付きのものは1点 ※運転免許証、マイナンバーカード など
 - ・写真付きでない場合は2点 ※資格確認書、介護保険証、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳(相続人・喪主)
- ☐ 故人の預貯金通帳から各種税等を口座振替されている場合、新たに口座振替する預貯金通帳

亡くなられた方のもの

- ☐ マイナンバーカード(お持ちの方)
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 注)
- ☐ 年金証書
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

注)「資格確認書」とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用していない方に対して交付するものです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用している方には、「資格確認書」ではなく「資格情報のお知らせ」を交付しています。



亡くなられた方について

初回来庁日 年 月 日

1. 亡くなられた方についてご記入ください。

住 所	〒 山陽小野田市		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
氏 名			
死亡日	年 月 日		

2. 窓口に来られた方についてご記入ください。※☐ 貴方が喪主の場合、✓をしてください。

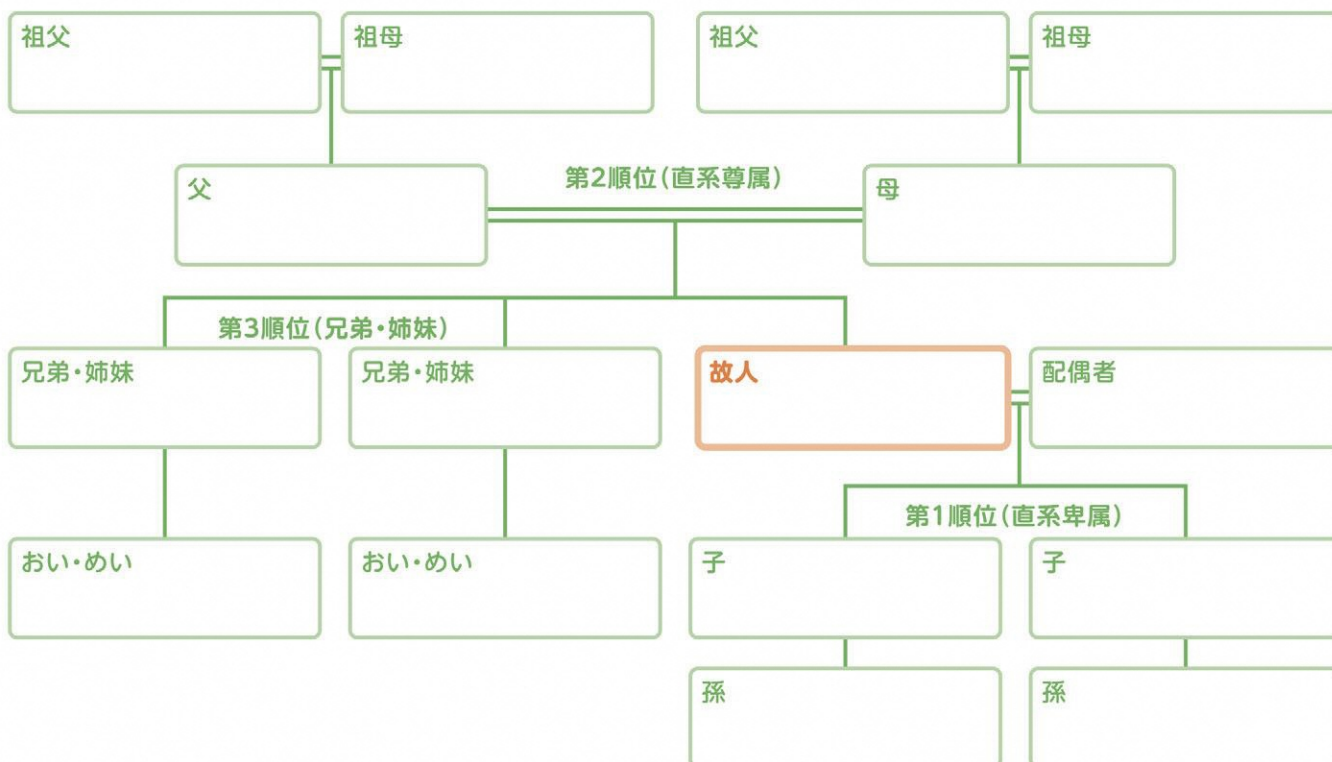
住 所	〒		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
氏 名			
電話番号	自宅・携帯・その他() - -		
亡くなられた方との続柄	配偶者・子・孫・父・母・兄・弟・姉・妹・その他()		

3. 相続される方と窓口に来られた方が異なる場合にご記入ください。※☐ 貴方が喪主の場合、✓をしてください。

住 所	〒		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
氏 名			
電話番号	自宅・携帯・その他() - -		
亡くなられた方との続柄	配偶者・子・孫・父・母・兄・弟・姉・妹・その他()		

相続関係確認表

※相続関係の確認のために、可能な範囲でご記入ください。



手続きチェックリスト

※必要な手続きの確認をしてください。

項目	亡くなられた方について	回答(該当に✓)	必要な手続き	参照ページ
住民異動	印鑑登録証をお持ちでしたか。	☐ はい	自動廃止になります。 印鑑登録証は破棄してください。	—
	マイナンバーカードをお持ちでしたか。	☐ はい	お持ちの方は、各手続きがすべて完了した後にご返却ください。	6
	在留カード及び特別永住者証明書をお持ちでしたか。	☐ はい	必要な手続きは、広島出入国在留管理局下関出張所 (☎083-261-1211) にお問い合わせください。	—
保険・年金	どのような健康保険に加入しておられましたか。	☐ 国民健康保険	国民健康保険資格確認書の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。	6
		☐ 後期高齢者医療制度	後期高齢者医療資格確認書の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。	6
		☐ 社会保険・共済組合等	必要な手続きは、会社や組合の担当者にお問い合わせください。	—
		☐ わからない	資格確認書を市役所にお持ちください。	—
	どのような年金に加入しておられましたか。	☐ 国民年金	死亡届等の手続きが必要です。	7
		☐ 厚生年金	必要な手続きは、宇部年金事務所 (☎33-7111) にお問い合わせください。	—
		☐ 共済年金	必要な手続きは、各共済組合にお問い合わせください。	—
		☐ 恩給	必要な手続きは、総務省恩給相談窓口 (☎03-5273-1400) にお問い合わせください。	—
		☐ 農業者年金	必要な手続きは、農業委員会事務局 (☎71-1645) にお問い合わせください。	—
		☐ 企業年金	必要な手続きは、各企業年金基金等にお問い合わせください。	—
		☐ わからない	年金に関する書類を市役所にお持ちください。	—

項目	亡くなられた方について	回答(該当に✓)	必要な手続き	参照ページ
福祉	各種障害者手帳をお持ちでしたか。	☐ はい	返還等の手続きが必要です。	7
	福祉医療費受給者証をお持ちでしたか。	☐ はい	返還等の手続きが必要です。	7
	特別障害者手当・障害児福祉手当を受けていましたか。	☐ はい	手続きが必要です。	7
	福祉タクシー券をお持ちでしたか。	☐ はい	返還等の手続きが必要です。	7
	やまぐち障害者等専用駐車場利用証をお持ちでしたか。	☐ はい	返還等の手続きが必要です。	7
	障害福祉サービスを利用していましたか。	☐ はい	手続きが必要な場合がありますので、障害福祉課(☎82-1170)にお問い合わせください。	—
	児童手当を受けていましたか。	☐ はい	手続きが必要です。	8
	(特別)児童扶養手当を受けていましたか。	☐ はい	手続きが必要です。	8
	65歳以上または介護の認定を受けておられましたか。	☐ はい	介護保険被保険者証の返還等の手続きが必要です。	8
	高齢者福祉サービス(安心相談ナースホン等)を利用していましたか。	☐ はい	手続きが必要な場合がありますので、高齢福祉課(☎82-1171)にお問い合わせください。	—
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受けておられましたか。	☐ はい	必要な手続きは、償還金支払場所等にお問い合わせください。	—
税金	軽自動車等を所有していましたか。	☐ はい	名義変更等の手続きが必要です。	8
	個人住民税・固定資産税を納めていましたか。	☐ はい	相続人代表者の届出等が必要です。	9

項目	亡くなられた方について	回答(該当に✓)	必要な手続き	参照ページ
土地・建物	土地・建物をお持ちでしたか。	☐ はい	*令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。 登記申請手続きに関しては、12・13ページをご覧ください。	12・13
	登記をしていない建物をお持ちでしたか。	☐ はい	名義変更の手続きが必要です。	9
	住んでいた住宅が空き家になる予定ですか。	☐ はい	生活安全課(☎82-1133)にご相談ください。	—
	農地をお持ちでしたか。	☐ はい	必要な手続きは、農業委員会事務局(☎71-1645)にお問い合わせください。	—
その他	上水道・下水道の契約者でしたか。	☐ はい	名義変更等の手続きが必要です。	9
	下水道事業受益者負担金を納めていましたか。	☐ はい	手続きが必要です。	9
	市営住宅に入居していましたか。	☐ はい	手続きが必要です。	9
	犬を飼っていましたか。	☐ はい	手続きが必要な場合があります。	9
	遺品等の処分等がありますか。	☐ はい	処分方法は、環境衛生センター(☎83-3651)にお問い合わせください。	—
	その他、官公庁以外のお手続きがありますか。	☐ はい	それぞれの契約先等にお問い合わせください。	10

●よくある質問…10ページ

●委任状 …11ページ をご覧ください。

市役所での手続き

※手続きに必要なもの等の参考にしてください。内容によっては、これ以外の手続きが必要な場合もあります。

※①④⑧…は各課の窓口番号です。

□ 住民異動の手続き

担当窓口

①市民課住民係 ☎82-1140 (市役所本館1階) /
市民窓口課市民サービス係 ☎71-1513 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
マイナンバーカードの返納	☐ 故人のマイナンバーカード	すべての相続手続き完了後	☐ /

□ 国民健康保険の手続き

担当窓口

④保険年金課国保係 ☎82-1179 (市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
国民健康保険資格確認書の返還	☐ 故人の国民健康保険資格確認書 ☐ (故人が世帯主の場合) 世帯全員分の国民健康保険資格確認書	速やかに	☐ /
葬祭費の支給申請	☐ 葬祭執行者(喪主)名義の預貯金通帳 ☐ 葬祭執行者がわかる書類(会葬礼状、領収書等)	葬祭日の翌日から2年	☐ /
代表相続人名義の口座届出	☐ 代表相続人名義の預貯金通帳	速やかに	☐ /

□ 後期高齢者医療制度の手続き

担当窓口

④保険年金課年金高齢医療係 ☎82-1209 (市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
後期高齢者医療資格確認書の返還	☐ 故人の後期高齢者医療資格確認書	速やかに	☐ /
葬祭費の支給申請	☐ 葬祭執行者(喪主)名義の預貯金通帳 ☐ 葬祭執行者がわかる書類(会葬礼状、領収書等)	葬祭日の翌日から2年	☐ /
相続書の提出 (代表相続人の指定)	☐ 代表相続人名義の預貯金通帳 ☐ 世帯が異なる場合は、戸籍謄本等故人との関係がわかる書類	速やかに	☐ /
国民健康保険資格確認書の変更	☐ 世帯全員分の国民健康保険資格確認書(故人(後期高齢者医療被保険者)が世帯主で、同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合)	速やかに	☐ /

国民年金の手続き

担当窓口

④保険年金課年金高齢医療係 ☎82-1178(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
未支給年金・死亡一時金の請求及び死亡届	☐ 故人の年金証書 ☐ 死亡診断書の写し ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者のマイナンバーが確認できるもの ※手続きの内容によっては、その他必要書類が発生する場合がありますので、お問い合わせください。	死亡日の翌日から5年 ※死亡一時金は死亡日の翌日から2年	☐ /

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還の手続き

担当窓口

⑧障害福祉課障害福祉係 ☎82-1170(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
身体障害者手帳の返還	☐ 故人の身体障害者手帳	速やかに	☐ /
療育手帳の返還	☐ 故人の療育手帳	速やかに	☐ /
精神障害者保健福祉手帳の返還	☐ 故人の精神障害者保健福祉手帳	速やかに	☐ /

福祉医療費受給者証の返還の手続き

担当窓口

⑧障害福祉課障害福祉係 ☎82-1170・⑦子育て支援課子育て支援係 ☎82-1175(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
福祉医療費受給者証の返還	☐ 故人の福祉医療費受給者証	速やかに	☐ /

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続き

担当窓口

⑧障害福祉課障害支援係 ☎82-1159(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
死亡届・未支払手当の請求	☐ 相続人名義の預貯金通帳の写し ☐ 相続人の認印	死亡日から14日以内	☐ /

福祉タクシー券の返還の手続き

担当窓口

⑧障害福祉課障害福祉係 ☎82-1170(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
福祉タクシー券の返還	☐ 故人の福祉タクシー券	速やかに	☐ /

やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返還の手続き

担当窓口

⑤高齢福祉課高齢福祉係 ☎82-1171・⑧障害福祉課障害福祉係 ☎82-1170(市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返還	☐ 故人の駐車場利用証	速やかに	☐ /

□ 児童手当の手続き

担当窓口

⑦子育て支援課子育て支援係 ☎82-1175 (市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
未支払手当の請求 ※受給者が亡くなった場合	☐ 支給対象児童名義の通帳または キャッシュカードの写し	死亡日の翌日から 15日以内	☐ /
認定請求 ※受給者が亡くなった場合	☐ 配偶者または養育者の通帳または キャッシュカードの写し ☐ 配偶者または養育者のマイナンバーを 確認できる書類	死亡日の翌日から 15日以内	☐ /
資格消滅または額の改定 ※支給対象児童が亡く なった場合	—	速やかに	☐ /

□ (特別)児童扶養手当の手続き

担当窓口

⑦子育て支援課子育て支援係 ☎82-1175 (市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
受給者死亡届・未支払手当 の請求 ※受給者が亡くなった場合	☐ 証書 (児童扶養手当の場合) ☐ 支給対象児童名義の預貯金通帳の写し	死亡日の翌日から 14日以内	☐ /
認定請求 ※受給者が亡くなった場合	必要書類は、世帯の状況により異なるため、 担当窓口にご確認ください。	死亡日の翌日から 14日以内	☐ /
資格喪失または額の改定 ※支給対象児童が亡くなった 場合	☐ 証書 (児童扶養手当の場合)	速やかに	☐ /

□ 介護保険の手続き

担当窓口

⑤高齢福祉課介護保険係 ☎82-1172 (市役所本館1階) /
市民窓口課保険福祉係 ☎71-1514 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
介護保険書類の返還	☐ 故人の介護保険被保険者証、負担割合証、 負担限度額認定証等	速やかに	☐ /

□ 軽自動車の手続き

担当窓口

⑪税務課市民税係 ☎82-1125 (市役所本館1階) /
市民窓口課市民サービス係 ☎71-1513 (厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
軽自動車税変更・廃車申告 ※原動機付自転車(125cc 以下)、小型特殊自動車	必要書類は、手続きの内容により異なるため、 担当窓口にご確認ください。	速やかに	☐ /

※三輪・四輪の軽自動車は、軽自動車検査協会(☎050-3816-3085)にお問い合わせください。

※二輪の小型自動車又は二輪の軽自動車(125cc超の二輪)は、中国運輸局山口運輸支局(☎050-5540-2073)に
お問い合わせください。

□ 個人住民税・固定資産税の手続き

担当窓口

⑪税務課市民税係 ☎82-1125・⑨固定資産税係 ☎82-1127(市役所本館1階) /
市民窓口課市民サービス係 ☎71-1513(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
相続人代表者の指定届出	—	速やかに	☐ /

□ 家屋(未登記)の手続き

担当窓口

⑨税務課固定資産税係 ☎82-1127(市役所本館1階) /
市民窓口課市民サービス係 ☎71-1513(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
所有者変更の届出	☐ 所有者の死亡を証明する戸籍等 ☐ 新所有者が相続人であることを証明する戸籍等	速やかに	☐ /

□ 上下水道の手続き

担当窓口

水道局業務課 ☎83-5725(新生一丁目8番22号) /
④下水道課管理係 ☎82-1164(市役所別館2階)

手続き	必要なもの	手続き窓口	期限	済
①使用者等の変更	—	水道局業務課 下水道課	速やかに	☐ /
②振替口座の変更				
③使用中止の手続き				
④世帯人数の変更手続き (井戸水を使用している場合)	—	下水道課	速やかに	☐ /
⑤下水道事業受益者負担金 の手続き(受益者の変更)				

※②については市内金融機関にてお手続きください。

□ 市営住宅の手続き

担当窓口

⑩建築住宅課住宅管理係 ☎82-1166(市役所別館1階) /
地域活性化室 ☎71-1602(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
退去又は入居継承の手続き ※入居者(契約者)が死亡した場合	必要書類は、世帯の状況により異なるため、 担当窓口にご確認ください。	速やかに	☐ /
同居者異動の手続き ※同居者が死亡した場合	—	速やかに	☐ /

□ 犬の所有者変更の手続き

担当窓口

⑥環境課生活衛生係 ☎82-1143(市役所本館2階) /
地域活性化室 ☎71-1602(厚狭地区複合施設内)

手続き	必要なもの	期限	済
犬の所有者変更	鑑札番号が分かるもの	速やかに	☐ /

その他の手続き(主なもの)

主な手続きの種類	手続き窓口
運転免許証の返納	最寄りの警察署(山陽小野田警察署 ☎84-0110)
県税関係	宇部県税事務所(☎21-2118)
所得税・相続税関係	厚狭税務署(☎72-0180)
特定医療費(指定難病)受給者証の返還の手続き	山口県宇部健康福祉センター(☎31-3200)
預金の手続き等	金融機関へお問い合わせください。
クレジットカードの失効手続き	各クレジット会社へお問い合わせください。
生命保険の請求等	加入している生命保険会社へお問い合わせください。
電気・ガス・電話・NHK受信料等の精算・名義変更	領収書等に記載されている会社へお問い合わせください。
くみ取りトイレの清算・名義変更	小野田地区：(株)小野田公衛社(☎84-1785) 山陽地区：(資)山陽清掃社(☎72-0202)
介護施設等の手続き	介護施設等へお問い合わせください。
お墓などの手続き	お墓などを管理している事務所(※1)へお問い合わせください。 ※1 寺院・公益法人等。市営墓地については環境課(☎82-1143)
困りごと・悩みごとの相談	市は、随時相談窓口等を開設しています。 ※詳しくは、「広報さんようおのだ」の各種相談をご覧ください。

死亡に関する手続きでよくある質問

Q 家族が亡くなったら死亡届はどうやって提出するのですか？

A 死亡届は、医師の診断後に病院から発行され、ご遺族が届出内容を記載し、ご遺族又は葬儀会社を通じて市の窓口へ提出していただく必要があります。提出後に、火葬を行うための火葬許可証が発行されますのでご確認ください。**死亡届は、市の窓口へ提出した後は返却等できませんので、提出前にコピーをとられることをおすすめします。**

Q 死亡の記載のある戸籍や住民票(除票)が必要ですが、すぐに取得できますか？

A 届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、すぐに戸籍謄本等は交付できません。死亡届の提出先が、亡くなられた方の本籍地、住所地であるか等の理由により戸籍の取得ができるようになる日が異なります。詳しくは、本籍地、住所地の市区町村にお問い合わせください。
※戸籍謄本等を郵便で請求される場合は、市民課へお問い合わせください。

Q 亡くなられた方の税、保険料、使用料の納付はどうなりますか？

A 亡くなられた方が、税の納税義務者、保険料・使用料の納入者として口座振替の手続きをされている場合は、死亡により口座からの引き落としができなくなりますので、窓口での納付、もしくは振替口座変更をお願いします。

委任状に関するご案内

死亡に伴う各種手続きができる方は、原則、ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人(申請者)です。
申請者(ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人)が窓口にお越しいただくことが困難な場合は、申請者の代理人(委任状の持参が必要)による手続きをお受けすることができます。

～委任状を作成される場合は、次の事項にご注意ください。～

※必ず委任者が代理人、委任事項を記入の上、署名(又は記名、押印)し、次の委任状原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

※委任者が、相続人であることがわかるもの(例:戸籍謄本等)の提示を求める場合があります。

※手続きによっては、既定の書式等がある等の理由により下記の委任状では対応できない場合があります。

委 任 状

山陽小野田市長

年 月 日作成

委任者(頼む方)

住 所

氏 名

(生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日)

日中の連絡先電話番号 - -

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所

氏 名

(生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日)

委任事項(委任する事項に✓を付してください)-----

- ☐ ()の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続の手続きに必要なとなる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する全ての権限
- ☐ 税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 遺族年金用:課税・納税(非課税)証明書
- ☐ その他()

ご遺族メモ

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

「家族に迷惑をかけたくない…」と終活を進められている皆様へ

不動産・土地のことも お考えですか？

このままでは
「**負の遺産**」に
なってしまう
可能性があります

私たち**徳佐不動産**は、不動産・土地の売買を中心に、
皆様のご希望に合わせた幅広いご提案が可能です。
ご家族の負担を少しでも減らすために、
不動産・土地の対策もぜひご検討ください。



不動産・土地の終活に関する
ご不安を解消するために

徳佐不動産がご提案できること

- 売れそうにない不動産…
どうしたら？
- 使う予定のない土地を
処分したい

どんな不動産・土地もご相談ください

私たちは不動産の他、農地や畑など**土地の売買にも対応**しております。
また、農地付物件など**売買に際して複雑な問題を抱えている不動産**も
まずはご相談ください。お部屋の荷物もそのまま構いません。
※当社規定により承れない場合もございます。

- 実家を相続したけど住む
予定はない。でも思い出は
あるのでどうにかできないか？
- 資産活用の方法はないか？

資産活用のご提案も可能です。

親御様から相続したご実家は、単なる建物ではなく、大切な思い出が
詰まった場所です。「手放したくない、でも住む予定もない」という
相反する思いを解決するのが、**賃貸活用**です。
賃貸市場の専門的な知見を活用し、ご実家を「維持費のかかる負債」から
「**安定した収入を生む資産**」へと生まれ変わらせるお手伝いをいたします。

- 相続対策、まずは何から
始めよう？
- 相続登記が行われていない…
まずはどうしたら？

相続全般のお悩みは専門家にお任せください

不動産に関わる**相続全般のお悩みも私たちにご相談ください。**
相続に関する各専門家と連携しているため、知識を有した相談窓口の
紹介も可能です。元気なうちから相続対策をすることで、もしもの
ときのトラブルを防げます。

無料相談受付中

まずはお気軽にご相談ください。



合同 徳佐不動産
会社

☎ 0836-43-7288
✉ tokusa-f@outlook.jp

[営]8:00～17:00 [休]土日祝日、年末年始、GW、夏季休暇

山陽小野田市日の出1丁目4-12松本ビル2F

HPはコチラ



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

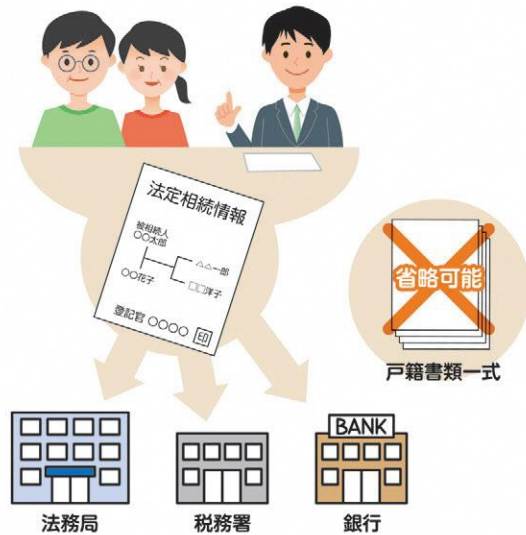
[illegible]

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成



アキソル

空き家のお悩み 解決しませんか？

活用予定のない空き家について、この機会に考えてみましょう

こんなお悩みを抱えている方は今すぐ無料相談へ！

相続 登記が済んでいない

使う予定がなく**解体**したい

遠方に住んでいて**管理**が大変

手放す前に**遺品整理**が必要

売れない 空き家を手放したい

何をしたらいいかわからない

空き家アドバイザーが解決に向けてサポートします



空き家のお悩みを解決する総合サービス

無料
相談



0120-772-135

窓口：株式会社ジチタイアド 空き家相談窓口アキソル

受付：平日9時～18時 <https://akisol.jp>

運営会社

会社名：株式会社ジチタイアド 所在地：福岡県福岡市中央区薬院1-14-5
株式会社ジチタイアドは株式会社ホープのグループ会社です。



相続税、遺産分割、相続登記など 相続のご不安を感じていませんか？

初めて経験する相続のお悩みを
私たちと共にひとつずつ解決していきましょう。

税理士法人 やまぐちパートナーズが

あらゆる相続のお悩みをトータルでサポートします

初回相談無料 相続に関するお悩みは、なんでもお任せください

生前 対策

初めての相続対策、
どう進めたらいいか
迷っていませんか？

相続シミュレーション

大まかな財産額をヒアリングし、
相続税の概算をご提示します。
生前対策の入口としてご活用く
ださい。

生前贈与のアドバイス

税制改正により、令和6年から贈与での生前
対策が複雑化しました。
贈与のタイミング・方法など、お客様の状況
に合った最善の方法をご提案します。

相続 発生

大切な方を亡くされた後の
相続手続きにお悩みでは
ありませんか？

相続税申告

基礎控除額の減額により、より多くの
ご家庭が相続税の対象となっています。
相続税申告はご自身でも行えますが、専門的な知識が求められ
る複雑な手続きです。相続に特化した専門チームが、お客様の
サポートをします。

その他相続の関連手続き

準確定申告・各種調書提出など、煩雑なお手
続きもお任せください。その他、企業・個人の
税務申告もご対応可能です。

どんな些細なことでも、お気軽にご相談ください。



税理士法人やまぐちパートナーズ
Yamaguchi Partners

本店 **☎0836-32-1592**

〒755-0028 山口県宇部市東本町1丁目9番11号

宇部市役所から
徒歩5分

受付時間 | 9:00~17:00
(休業日:土日祝日)

✉ info@yamaguchi-partners.com

🏠 <https://yamaguchi-partners.com/>

HPIはこちら



小野田
事務所 **☎0836-39-5177**

〒756-0824 山口県山陽小野田市中央1丁目2番35号

JR小野田線
南小野田駅から徒歩5分